

令和 7 年度「近畿 2 府 4 県路上軽油採取調査強化月間」実施結果について

軽油引取税の脱税や環境汚染の原因となる不正軽油の追放を図るため、近畿 2 府 4 県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）は、環境月間である 6 月を「近畿 2 府 4 県路上軽油採取調査強化月間」と定めています。

和歌山県では、環境部局と連携して路上軽油採取調査を行い、採取した燃料の性状分析を行った結果、不正軽油の嫌疑があるものは見つかりませんでしたが、今後も近隣府県や関係機関と連携しながら、不正軽油を厳しく取り締まっていきます。

近畿 2 府 4 県での実施結果は、下記のとおりです。

- ◆ 実施箇所 1 4 箇所（和歌山県：3 箇所）
- ◆ 採取台数・採取本数 車両 2 9 3 台から 2 9 3 本
（和歌山県：車両 5 1 台から 5 1 本）
- ◆ 従事者（税務職員）数 延 1 0 0 人（和歌山県：延 1 5 人）
- ◆ 分析の結果 不正嫌疑のあるもの 2 本
（和歌山県：不正嫌疑のあるもの 0 本）
採取本数に占める割合 0. 6 8 %

（連絡先）

総務部 総務管理局 税務課
課税指導班

担 当：坂田、木瀬

電 話：073-441-2182（内線 2179）